

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成26年10月15日号）

【今号の内容】

- 若手社員定着率向上事業の参加企業を追加募集しています
- 企業経営と女性の活躍推進を考えるフォーラム
- 「イクメン企業アワード2014」受賞企業及び「イクボスアワード2014」受賞者の決定
- イクメン推進シンポジウム
- 過労死等防止対策シンポジウム
- 過重労働解消相談ダイヤル
- 産業保健セミナー
- 男女間の賃金格差解消のためのガイドライン
- 栃木県最低賃金の改正
- 平成25年「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果
- 栃木県勤労者生活資金の御案内

若手社員定着率向上事業の参加企業を追加募集しています

入社したあと3年以内に離職する若者は、依然として高い水準で推移しています。

多くの若者がキャリアを積めないまま離職してしまう状況が続くと、企業にとっては、将来、中核となる人材が育たなくなり、結果として、安定した経済成長に必要な労働力を確保できないおそれがあります。

若手社員においては、理想と現実のギャップによりモチベーション低下が起りやすいため、研修等によるサポートが必要です。

そこで、県(労働政策課)では、県内事業所における若手社員の定着率向上を図るための事業(若手社員定着率向上事業)を実施しています。

現在、参加企業を追加募集していますので、是非、御検討ください。

- 1 対象事業所：50事業所（県内事業所に限る。）
- 2 受けられる支援メニュー
 - (1) 社員の満足度調査（アンケート実施）
 - (2) 若手&中堅管理職の研修（各1～3回）
 - (3) 若手育成計画書の作成支援
 - (4) 研修前後の相談と支援（コンサルティング）
- 3 費用：無料
- 4 お問い合わせ先：

(株)東京リーガルマインド (宇都宮本校)
〒320-0811 宇都宮市大通り4-2-10
宇都宮駅前ビル4F
TEL 028-650-5601 FAX 028-650-1412

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/wakatesyainnteityakuritukoujyou.html>

企業経営と女性の活躍推進を考えるフォーラム

厚生労働省は、平成26年度「均等・両立推進企業表彰」表彰式に併せて、「企業経営と女性の活躍推進を考えるフォーラムー男女が共に豊かな生活と仕事での活躍を両立できる職場・社会づくりを考えるー」を開催します。入場は無料です。

- 1 日時：10月28日(火) 14:00～16:00
- 2 場所：イイノホール&カンファレンスセンター
4階ルームA(東京都千代田区内幸町2-1-1)
- 3 内容
 - (1) 第1部 14:00～14:40
平成26年度均等・両立推進企業表彰
厚生労働大臣賞 表彰式
 - (2) 第2部 14:40～16:00
パネルディスカッション
 - ①テーマ：
ライフイベントと女性の活躍推進について
ー 女性が意欲を持ち続けるために ー
 - ②コーディネーター：
法政大学教授 武石 恵美子 氏
 - ③パネリスト(3名)
 - ・株式会社大和証券グループ本社
人事部長 板屋 篤 氏
 - ・中外製薬株式会社
人事部ダイバーシティ推進室長
野原 聖子 氏
 - ・日産自動車株式会社
ダイバーシティディベロップメントオフィス
室長
小林 千恵 氏
- 4 申込期限：10月20日(月)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000058840.html>

「イクメン企業アワード2014」受賞企業及び「イクボスアワード2014」受賞者の決定

厚生労働省では、「イクメン企業アワード2014」と、今回初となる「イクボスアワード2014」の受賞企業などを決定しました。

これらのアワードは、男性の仕事と育児の両立を応援する「イクメンプロジェクト」の一環として、模範となる企業や個人を表彰するものです。

「イクメン企業アワード」は、男性労働者の育児参加を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業を表彰するものです。一方今回が初の「イクボスアワード」は、部下の仕事と育児の両立を支援する上司や経営者（＝イクボス）を企業などの推薦により募集・表彰するものです。

ホームページでは、受賞企業における特徴的な取組概要を紹介しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000060031.html>

イクメン推進シンポジウム

厚生労働省は、男性労働者の仕事と育児の両立を促進する職場環境づくりを考えるイクメン推進シンポジウムを開催します。

- 1 日時：10月17日（金）13:00～16:30
- 2 会場：時事通信ホール
（東京都中央区銀座5-15-8
時事通信ビル2階）
- 3 募集定員：約230名
- 4 主な内容
 - (1) 「イクメンスピーチ甲子園2014」決勝・表彰式
 - (2) パネルディスカッション
 - ①テーマ：あなたの会社にイクボスはいますか？
～今求められる上司とは～
 - ②コーディネーター：
・渥美 由喜 氏

(株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ
&ワークライフバランス研究部長)

③パネリスト

- ・座間 美都子 氏
(花王株式会社 人材開発部EPS推進担当課長)
- ・羽生 祥子 氏 (「日経DUAL」編集長)
- ・越智 聡 氏 (第6回イクメンの星)

- 5 参加対象：人事労務担当者・経営者、男性の育児
と仕事の両立に関心のある一般の方

<http://ikumen-project.jp/symposium2014/index.php>

過労死等防止対策シンポジウム

厚生労働省は、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

このシンポジウムは、本年6月に制定された「過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日公布、年内施行予定）」について、広く周知を図るためのものです。

この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

- 1 日時：11月14日（金）13:30～15:30
- 2 会場：厚生労働省講堂
(東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎5号館低層棟2階)
- 3 募集定員：400名程度
- 4 主な内容
 - (1) 基調講演 川人 博弁護士
(過労死弁護士全国連絡会議幹事長)
 - (2) 全国過労死を考える家族の会による体験談
- 5 申込期限：10月31日（金） ※ 先着順

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/karoushiboushisymposium.html>

過重労働解消相談ダイヤル

厚生労働省では、9月30日に設置した「長時間労働削減推進本部」の決定を踏まえ、「過重労働解消キャン

ペーン」を11月に実施します。

今年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」において、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、また同じく6月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、今回のキャンペーンにより、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。

キャンペーンでは、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組を予定しています。

【過重労働解消相談ダイヤル】

- 1 実施日時：11月1日（土）9:00～17:00
- 2 フリーダイヤル：0120（794）713
[なくしましょう 長い残業]
- 3 備考：都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000060042.html>

産業保健セミナー

独立行政法人 労働者健康福祉機構 栃木産業保健総合支援センターでは、産業保健関係者や労務担当者の方々を対象に無料セミナーを開催しています。

- 1 主な内容等
 - (1) 10/28(火) 14:00～16:00
過労死防止の労務管理対策
 - (2) 11/ 4(火) 14:00～16:00
エンジョイ産業看護！集まれ、駆け出し産業看護職
 - (3) 11/ 7(金) 15:00～17:00
メンタルヘルス事例検討会
 - (4) 11/12(水) 15:00～17:00
有機溶剤作業による健康障害の防止対策
 - (5) 11/18(火) 14:00～16:00
慣れない職場で困ったら？・・・
その対処方法について
 - (6) 11/20(木) 15:00～17:00
SDSを活用した化学物質の管理とリス

クアセスメント

- (7) 11/26(水) 15:00～17:00
産業保健活動に役立つ機器実習
- (8) 12/ 4(木) 15:00～17:00
労働衛生に係る安全衛生配慮義務と企業の責任
- (9) 12/ 5(金) 15:00～17:00
メンタルヘルス事例検討会
- (10) 12/11(木) 15:00～17:00
作業関連疾病の予防と管理
- (11) 12/12(金) 14:00～16:00
現代型うつ病 事例と対応
- (12) 12/18(木) 15:00～17:00
社内における労働衛生教育の在り方

2 場所：

MSCビル（宇都宮市大通り1-4-24 栃木産業保健総合支援センター入居ビル）5階共用会議室

3 費用：無料

4 その他：

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<https://www.tochigisanpo.jp/html/sslttest/seminer/>

男女間の賃金格差解消のためのガイドライン

男女雇用機会均等法の施行により男女均等取扱いの法的枠組みが整備されるに伴い、企業内での女性の職域が拡大し、管理職に占める女性の割合も上昇傾向にあるなど、女性の活躍の場が広がっています。

しかし、このような進展にもかかわらず、労働者全体を平均として見た時の男女間賃金格差は依然として存在しており、先進諸外国を比較すると、その格差は大きいものがあります。

厚生労働省では、「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を作成しました。

男女間賃金格差の縮小に向けて、賃金や雇用管理のあり方を見直すための視点や、性別を問わず社員の活躍を促進するための実態調査票といった支援ツールを盛り込んだ内容になっています。

【内容】

- 1 男女間賃金格差の現状と推移
- 2 男女間賃金格差が生じている原因
- 3 男女間賃金格差解消のための取組
- 4 男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン（全文）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html

栃木県最低賃金の改正

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

栃木県最低賃金が平成26年10月1日から、次のとおり改正されました。

【改正後の地域別最低賃金】

時間額：733円

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話：028-634-9109）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/kantoku/list.html>

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/chingin/1285919248056.html>

平成25年「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果

厚生労働省では、「平成25年 労働安全衛生調査(実態調査)」の結果をとりまとめ、公表しました。

労働安全衛生調査は、周期的にテーマを変えて調査を行っており、平成25年は、第12次労働災害防止計画の重点施策を中心に、事業所におけるリスクアセスメントの実施状況、メンタルヘルス対策や非正規労働者対策に関する事項、労働者の安全衛生意識に関する事項等について調査しています。

【調査結果のポイント】

1 事業所調査

- (1) リスクアセスメントを実施している事業所は
53.1%（平成23年調査に比べ6.6ポイントの上昇）
- (2) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は
60.7%（平成24年調査に比べ13.5ポイントの上昇）
- (3) 非正規労働者に対する安全衛生教育を実施して
いる事業所は52.9%

2 労働者調査

- (1) 現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、
悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある
労働者は52.3%（平成24年調査に比べ8.6ポイント
の低下）
- (2) 職場で他の人のたばこの煙を吸引すること（受
動喫煙）がある労働者は47.7%（平成24年調査に
比べ4.1ポイントの低下）

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/h25-46-50.html>

栃木県勤労者生活資金の御案内

県(労働政策課)では、働く皆様の生活安定と福祉向上のため、中央労働金庫と協力して、低利の融資制度を御用意しています。

御利用の際は、県内の中央労働金庫の支店・ローンセンターでお申し込みください。

1 一般勤労者向け

- (1) 対象：
勤務年数が1年以上となる県内に居住する勤労者
- (2) 資金使途：
貸付対象者又は家族のための生活資金
- (3) 融資限度額：
100万円

2 失業者向け

- (1) 対象：
次の要件を全て満たす者
 - ① 満65歳未満で世帯の生計を支えている
 - ② 企業倒産等による失業で現に求職活動中である
 - ③ 離職後1年6ヶ月以内で県内に1年以上居住し

ている

④保証協会の保証が得られる

(2) 資金使途：

貸付対象者又は家族のための生活資金

3 その他

貸付利率、返済方法等の詳細は、県ホームページ

(↓) を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/chingin/seikatsushikin.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225